

経済産業大臣  
平沼 赳夫 様

## 許可処分を取り消し「もんじゅ」を廃炉にして下さい プルトニウム利用政策を抜本的に転換して下さい

### 若狭連帯行動ネットワーク

名古屋高等裁判所金沢支部は1月27日、高速増殖原型炉「もんじゅ」をめぐる原子炉設置許可処分の無効確認訴訟控訴審において、国が行った安全審査に過誤、欠落があり、国の設置許可処分は無効との判決を言い渡しました。また、改造工事のための設置変更許可申請は、これら安全審査の過誤、欠落を是正するものではなく、安全審査の全面的なやり直しが必要だと結論付けています。

この判決では、耐震設計を除き原告の主張がほぼ全面的に認められ、「もんじゅは安全」としてきた国の根拠は否定されました。2次系のナトリウム漏れによる鋼製床ライナーの健全性は保たれず、ナトリウム-コンクリート反応、蒸気発生器伝熱管の同時大量破断事故は避けられません。炉心崩壊事故による深刻な放射能災害も現実的です。

福井県では、有権者の1/4に相当する23万人の県民が「もんじゅを二度と動かさないで下さい」と訴える署名を県知事に出しています。もんじゅ廃止を求める100万人規模の全国署名も政府に提出されています。旧通商産業省時代を含め経済産業省はこれらの声を踏みにじるかのように、「もんじゅは安全だ」と主張し、ナトリウム漏洩対策の改造工事を認可してきました。その安全審査に看過しがたい過誤、欠落があり、設置許可処分は無効であるとの司法判断が下されたのです。行政府として、この司法判断の重みを謙虚に受け止めるべきです。もんじゅに関する許可処分を直ちに取り消すべきです。

海外では、これらの危険性が指摘され、日本とロシアを除き高速増殖炉開発からすでに撤退しています。1995年のナトリウム漏洩火災事故後も、高速増殖炉の位置づけが曖昧なままもんじゅの運転再開を目論んできた政府とそれを支えてきた原子力安全委員会には重大な責任があります。即刻、違法で危険なもんじゅを廃炉にし、高速増殖炉開発計画から撤退し、プルトニウム利用政策を転換すべきです。重大事故を起こしてからでは、間に合いません。

以上のことをふまえ、貴職に対し、緊急に以下の申し入れを行います。文書での回答を求めます。

1. 貴職は被控訴人として司法判断を真摯に受け入れ、最高裁へ上告しないで下さい。
2. もんじゅ設置変更許可申請に対する原子力安全・保安院の昨年5月7日の許可を取り消して下さい。
3. もんじゅの設置許可を取り消し、廃炉とし、高速増殖炉開発から全面撤退して下さい。六ヶ所再処理工場のウラン試験を中止し、稼働させないで下さい。プルサーマルをはじめ、一切のプルトニウム利用政策をやめて下さい。
4. 原発新增設を中心に据えたエネルギー政策を中止し、ドイツやベルギーにならって脱原発政策へ転換して下さい。省エネ・再生可能エネルギーの大幅拡大・普及および産業・都市・交通等におけるエネルギー消費構造の転換を柱とするエネルギー政策を実施して下さい。

- 以上 -

2003年 1月31日

# もんじゅ 関連予算の執行を停止し、廃炉にして下さい プルトニウム利用政策を抜本的に転換して下さい

## 若狭連帯行動ネットワーク

名古屋高等裁判所金沢支部は1月27日、高速増殖原型炉「もんじゅ」をめぐる原子炉設置許可処分の無効確認訴訟控訴審において、国が行った安全審査に過誤、欠落があり、国の設置許可処分は無効との判決を言い渡しました。また、改造工事のための設置変更許可申請は、これら安全審査の過誤、欠落を是正するものではなく、安全審査の全面的なやり直しが必要だと結論付けています。

この判決では、耐震設計を除き原告の主張がほぼ全面的に認められ、「もんじゅは安全」としてきた国の根拠は否定されました。2次系のナトリウム漏れによる鋼製床ライナーの健全性は保たれず、ナトリウム - コンクリート反応、蒸気発生器伝熱管の同時大量破断事故は避けられません。炉心崩壊事故による深刻な放射能災害も現実的です。

福井県では、有権者の1/4に相当する23万人の県民が「もんじゅを二度と動かさないで下さい」と訴える署名を県知事に出しています。もんじゅ廃止を求める100万人規模の全国署名も政府に提出されています。旧科学技術庁時代を含め文部科学省はこれらの声を踏みにじるかのように、「もんじゅは安全だ」と主張し、ナトリウム漏洩対策の改造工事の準備を進めてきました。その安全審査に看過しがたい過誤、欠落があり、設置許可処分は無効であるとの司法判断が下されたのです。行政府として、この司法判断の重みを謙虚に受け止めるべきです。もんじゅに関する違法な予算執行を直ちに中止すべきです。またこれまでの予算の執行状況を国民に全面的に公開すべきです。

海外では、これらの危険性が指摘され、日本とロシアを除き高速増殖炉開発からすでに撤退しています。1995年のナトリウム漏洩火災事故後も、高速増殖炉の位置づけが曖昧なままもんじゅの運転再開を目論んできた政府とそれを支えてきた原子力安全委員会には重大な責任があります。即刻、違法で危険なもんじゅを廃炉にし、高速増殖炉開発計画から撤退し、プルトニウム利用政策を転換すべきです。重大事故を起こしてからでは、間に合いません。

以上のことをふまえ、貴職に対し、緊急に以下の申し入れを行います。文書での回答を求めます。

1. 貴職は司法判断を真摯に受け入れ、最高裁へ上告しないよう経済産業大臣に提言して下さい。
2. もんじゅに関する120億円(国庫債務負担行為196億円を含め316億円)の今年度研究開発予算の執行を直ちに停止して下さい。もんじゅに関する電源立地勘定からの交付金など一切の予算執行を停止して下さい。来年度研究開発予算122億円(国庫債務負担行為7.6億円を含め130億円)などもんじゅ関連予算を全額削除して下さい。
3. 核燃料サイクル開発機構の会議費・寄付金等を全面公開して下さい。
4. もんじゅを廃炉とし、高速増殖炉開発から撤退して下さい。再処理・プルトニウム利用政策を中止し、関連する研究開発から手を引いて下さい。ドイツやベルギーにならって脱原発政策へ転換し、原子力予算を大幅削減し省エネ技術・再生可能エネルギー開発予算へ回して下さい。

原子力安全委員会  
委員長 松浦祥次郎 様

## 「もんじゅ」の安全審査結果を全面撤回し、 「もんじゅ」を廃炉にするよう首相へ勧告して下さい

### 若狭連帯行動ネットワーク

名古屋高等裁判所金沢支部は1月27日、高速増殖原型炉「もんじゅ」をめぐる原子炉設置許可処分の無効確認訴訟控訴審において、国が行った安全審査に過誤、欠落があり、国の設置許可処分は無効との判決を言い渡しました。また、改造工事のための設置変更許可申請は、これら安全審査の過誤、欠落を是正するものではなく、安全審査の全面的なやり直しが必要だと結論付けています。

この判決では、耐震設計を除き原告の主張がほぼ全面的に認められ、「もんじゅは安全」としてきた国の根拠は否定されました。2次系のナトリウム漏れによる鋼製床ライナーの健全性は保たれず、ナトリウム-コンクリート反応、蒸気発生器伝熱管の同時大量破断事故は避けられません。炉心崩壊事故による深刻な放射能災害も現実的です。

福井県では、有権者の1/4に相当する23万人の県民が「もんじゅを二度と動かさないで下さい」と訴える署名を県知事に出しています。もんじゅ廃止を求める100万人規模の全国署名も政府に提出されています。原子力安全委員会はこれらの声を踏みにじるかのように、「もんじゅは安全だ」と主張し、ナトリウム漏洩対策の改造工事に「安全」のお墨付きを与えてきました。それらが今、「看過しがたい過誤、欠落がある」として全面的に否定されたのです。貴職をはじめ安全審査に携わったすべての人々は、この司法判断の重みを謙虚に受け止めるべきです。

また、判決では、行政処分の無効要件は「違法性の重大性」を指摘することで足り、「明白性」は不要だとしています。つまり、具体的な危険性の指摘に対し、原子力安全委員会には「それが起こらない」ということを具体的に立証する法的責任と義務があるということです。「それができなければ違法な安全審査だ」と判決は結論付けているのです。これは安全審査の姿勢を根本から問い直すものです。

海外では、これらの危険性が指摘され、日本とロシアを除き高速増殖炉開発からすでに撤退しています。1995年のナトリウム漏洩火災事故後も、高速増殖炉の位置づけが曖昧なままもんじゅの運転再開を目論んできた政府とそれを支えてきた原子力安全委員会には重大な責任があります。即刻、違法で危険なもんじゅを廃炉にし、高速増殖炉開発計画から撤退し、プルトニウム利用政策を転換すべきです。重大事故を起こしてからでは、間に合いません。

以上のことをふまえ、貴職に対し、緊急に以下の申し入れを行います。文書での回答を求めます。

1. 原子力安全委員会として判決を真摯に受け入れ、もんじゅに関する設置許可申請から昨年12月12日の設置変更許可申請に至るすべての許可申請に対し「妥当」とする判断を全面撤回して下さい。
2. 司法判断に従い、もんじゅを廃炉にするよう小泉首相へ勧告して下さい。